

## (7) 避難路を確保する

### 階段室に大きなものを置かない

階段室は、いざというときの避難路である。  
自転車などを置いていると、障害物になる。

### ベランダに大きなものを置かない

3 号館の南及北側ベランダ、4 号館の西側ベランダは、  
いざというときの避難路である。温室やロッカーなどを  
置いていると、障害物になる。

### ベランダに燃えるものを置かない

火災が起こったとき、ベランダに燃えるもの  
(干している洗濯品、段ボール、プラスチックのもの)  
がたくさんあると、それを伝って部屋に火が入ってきたり、  
他の住戸(上階、左右の住戸)に延焼する危険がある。

★避難するときには、玄関のドアから階段室に出て階段を下りることになります。避難は夜かもしれません。非常灯\*<sup>1</sup>がついているといっても、うす暗がりの中を一度に大勢が階段を下りてゆくことになり、その階段室に自転車などが倒れていたりすると、これは思わぬ障害物になります。日頃から、階段室には自転車や傘立てなど、物を置かないよう注意しましょう。

\*1 非常灯は停電後点灯しますが、ある一定時間（目安30分程度）を過ぎると消えますので、停電時にはヘッドランプなどのライトが必要です。日頃から常備してください。

★3号館の南及び北側のベランダ、4号館の西側のベランダは、玄関のドアが開かない、火災などで玄関のドアまで行けないといったときの避難路になります。お隣との隔壁ボードは、強く叩くと簡単に破れて、お隣のベランダに避難できます。ただし、そこに障害物がなければです。特にお隣との境には、温室、ロッカー、大きな植木鉢などを置かないようにしましょう。ついでに言えば、ベランダは専有部分ではなく専用使用できる共有部分です。つまり何をしても、何を置いてもよいというわけではないのです。

★1号館、2号館の場合は、南側のベランダに避難用の折りたたみ式のはしごがあります。しかしそれを使うのは体力のある方でないと無理です。消防法の規定で置かれているだけですので、それを使うことは避けてください。

では、どうすればいいかですが、ベランダにいることに危険が無ければ、助けが来るまで待っててください。

★マンションの火災では、その住戸だけが燃えて、他の住戸に延焼しないようにできます。そのためには、ベランダやテラスに燃えるものをたくさん置いておかないことです。いろいろと燃えやすいものが置いてあれば、それを伝わって、下や隣の住戸から燃え移ってきたり、上の階に燃え広がったりします。ベランダやテラスに燃えやすいものを置いていないか、

一度点検してみてください。